

日中サービス支援型グループホームの評価等について

1 日中サービス支援型グループホームに対する評価等の流れ

- ・日中サービス支援型グループホームは、地域に開かれたサービスとすることにより、当該サービスの質の確保を図る観点から、地方公共団体が設置する協議会等に対し、定期的に（年1回以上）事業の実施状況等を報告し、協議会等から評価を受けるとともに、当該協議会等から必要な要望、助言等を聴く機会を設けなければならないと基準省令において定められている。
- ・本市においては「下野市地域自立支援協議会」において評価を行うこととする。
- ・事業者の評価までの流れについては、次のとおりとなる。

(1) 事業者に対する評価等に関する説明

- ・評価を希望する事業者から、社会福祉課に日中サービス支援型の評価に係る相談があれば、下野市地域自立支援協議会において毎年評価が行われることと、評価に当たり社会福祉課において事前審査が行われることを説明。

(2) 事業者の事前審査

- ・当該グループホームは、必要書類（様式 1.2）を揃え下野市自立支援協議会事務局である社会福祉課へ 6 月までに提出する。社会福祉課において事業者から聞き取り等を行い、審査のうえ内容に問題がなければ協議会委員へ第 2 回会議において評価書類の提供を行う。

(3) 当協議会での評価

- ・第 3 回会議が開催される当協議会において、当該グループホームの運営状況について、評価（必要に応じて要望、助言等）を行う。
- ・以後は、1年毎に当協議会において評価を行う（問題があるホームの場合など必要に応じて1年後を待たず再評価を実施することを検討する）。

(4) 事業者への評価結果の通知

- ・事業所から提出された「実施状況報告書」をもとに評価し、必要な要望、助言等を行い事業者へ様式 3 を以って通知する。

※【例】5 月に指定申請があった場合の評価等のスケジュール例

